

令和 年 月 日

第 26 期日本学術会議会員候補者の選考方針（原案（素案））

- 日本学術会議は、日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号。以下「法」という。）第 17 条に基づき「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから会員の候補者を選考するため、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和 3 年 4 月 22 日日本学術会議）を踏まえ、第 26 期日本学術会議会員候補者の選考方針を以下のとおり定める。

1. 会員の候補者に求める資質等

- 会員の候補者（以下「候補者」という。）は、それぞれの研究分野における主要な論文や受賞の実績、国際的な学術活動における功績等に照らして「優れた研究又は業績がある科学者」と認められる者とする。
- 候補者の選考に当たっては、優れた研究又は業績があることを前提に、以下のいずれかの要件を備えていることを加味することとする。
- 学術の動向及び社会の動向を的確に把握し、異なる専門分野間をつなぐことができること
 - 社会と対話する能力を有すること

2. 第 26 期の重点事項、中長期的・分野横断的課題等

- 候補者の選考に当たり、第 26 期に引き継ぐ重点課題や分野横断的・中長期的な検討課題を以下のとおり設定する。
- ① カーボンニュートラル（ネットゼロ）
2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた諸課題について、学術の観点から審議し、提案、成果の発信等を行うこと。
- ② パンデミックと社会
COVID-19 への対応を検討するとともに、パンデミックに耐えられるレジリエントな社会制度の構築に向けた審議を行い、提案、成果の発信等を行うこと。
- ③ 研究力強化
国際社会における相対的な地位の低下が懸念される我が国の研究力の現状とその背景を分析するとともに、研究力向上に向けた効果的な政策について検討を行い、その成果を今後の科学技術政策に反映させるための提案等を行うこと。
- ④ 国際的な取組
日本学術会議の国際戦略（仮称）に基づき、国際的なネットワーク機能の強化、日本のナショナルアカデミーとしての世界に向けた発信と貢献、国際活動の成果を広く社会に向けて発信するという重点目標を中心に、具体的な取組を行うこと。

3. 候補者の選考

(1) 選考の日程

- 候補者の選考は、以下の日程を念頭に、所要の手続を進める。
 - ・選考方針の決定（総会）：令和4年4月
 - ・選考要領の決定（選考委員会）：同9月
 - ・会員・連携会員による推薦：同11月～令和5年1月末
 - ・選考委員会における選考：令和5年2～6月
 - ・候補者名簿の承認（幹事会）：同6月
 - ・候補者名簿の承認（総会（臨時））：令和5年7月

(2) 選考の基本的な考え方

- 会員の候補者については、1. に掲げる会員に求める資質等を有し、原則として任期を通じて2. に掲げる第26期の重点事項、中長期的・分野横断的課題等に関する活動に貢献しうる者を選考する。
- 各部や各分野別委員会に所属する現在の会員数を所与とすることなく、学術の動向を的確に把握し、学際的分野や新たな学術分野などからの候補者の選考を強化する。
- 選考に当たっては、以下のとおり会員の多様性の確保を図る。
 - ① 専門分野のバランス
第26期の重点事項、中長期的・分野横断的課題も踏まえ、できるだけ学問の境界領域や新たな領域からの会員が確保されるよう努める
 - ② 女性会員の増加
将来的には会員に占める男女のいずれか一方の割合が40%を下回らないことを目指すこととし、第26期当初においては第25期当初の女性会員の割合（37.7%）を上回ることをとする。
 - ③ 地域バランス
地区会議や地方学術会議の活動に対応できるよう、地方に活動の拠点を置く会員を各地区にバランスよく確保するよう努める。各地区内での会員の地理的な分布においても、過度の偏在が生じないように留意する。
 - ④ 産業界・実務家からの選出
法曹界、医療分野、産業界等からの人材（現在大学等に所属していても主経歴を見て判断）が一層確保されるよう努める。
 - ⑤ 若手科学者の選出
次世代を担う若手科学者を積極的に選出し、会員の年齢構成について若返りを図る。
- 各分野別の選考に際しては、分野の異なる委員も参画して、より多面的な視点から1. に掲げる観点から候補者の選考を行い、候補者の多様性を確保する。

(3) 選考の手続

- 会員の選考の手続は、日本学術会議会則(平成17年日本学術会議規則第3号。以下「会

則」という。) 第 8 条によるほか、以下のとおり行う。

- ・ 会員及び連携会員による候補者の推薦は、他の会員又は連携会員の 1 人以上の支持を得た上で行うものとする。
- ・ 選考委員会における候補者の選考は、選考委員会が自ら行う選考と選考委員会の下に設ける部別の選考分科会を通じて行う選考とを組み合わせで行う。この過程において、選考要領の定めるところにより、投票により候補者を選考することができるものとする。

(4) 情報提供の求め

- 日本学術会議は、会則第 36 条第 4 項に基づき日本学術会議協力学術研究団体に会員の候補者に関する情報提供を求めるほか、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く。）その他の選考要領で定める機関又は団体に情報提供を求める。

4. 選考過程に係る情報の公表

- 候補者の選考過程について、本選考方針、選考要領等を日本学術会議の HP 等に掲載することとし、掲載する具体的情報は、選考要領において定める。

5. 連携会員候補者の選考の考え方

- 連携会員については、1. 及び 2. を勘案して候補者を選考することを基本とした上で、分科会や小委員会の在り方（小委員会委員の在り方も含む。）、設置数等の見直しと関連して候補者の推薦・選出方法、任命の時期等の検討を行い、選考要領において選考の具体的な手続等を定める。

6. その他

- 選考委員会は、本選考方針に基づき、候補者の選考に係る具体的な基準や、選考に当たって考慮すべき事項、選考委員会における選考の方式等を定めた選考要領を策定し、公表する。